

塩竈市基本計画（案）

（第 5 次塩竈市長期総合計画）

目 次

将来人口	3
重点戦略	4
1．定住	4
2．交流	6
3．連携	7
第1編 だれもが安心して暮らせるまち	9
第1章 安心して産み育てられるまちづくり	10
第2章 とともに支えあう福祉のまちづくり	12
第3章 安全に暮らせるまちづくり	16
第4章 快適で便利なまちづくり	19
第2編 海・港と歴史を活かすまち	23
第1章 活力ある産業のまちづくり	24
第2章 観光と交流のまちづくり	29
第3章 環境にやさしいまちづくり	31
第4章 うるおいと魅力ある島づくり	33
第3編 夢と誇りを創るまち	37
第1章 子どもの夢を育むまちづくり	38
第2章 豊かな心を培うまちづくり	42
第3章 協働で創るまちづくり	45

将来人口

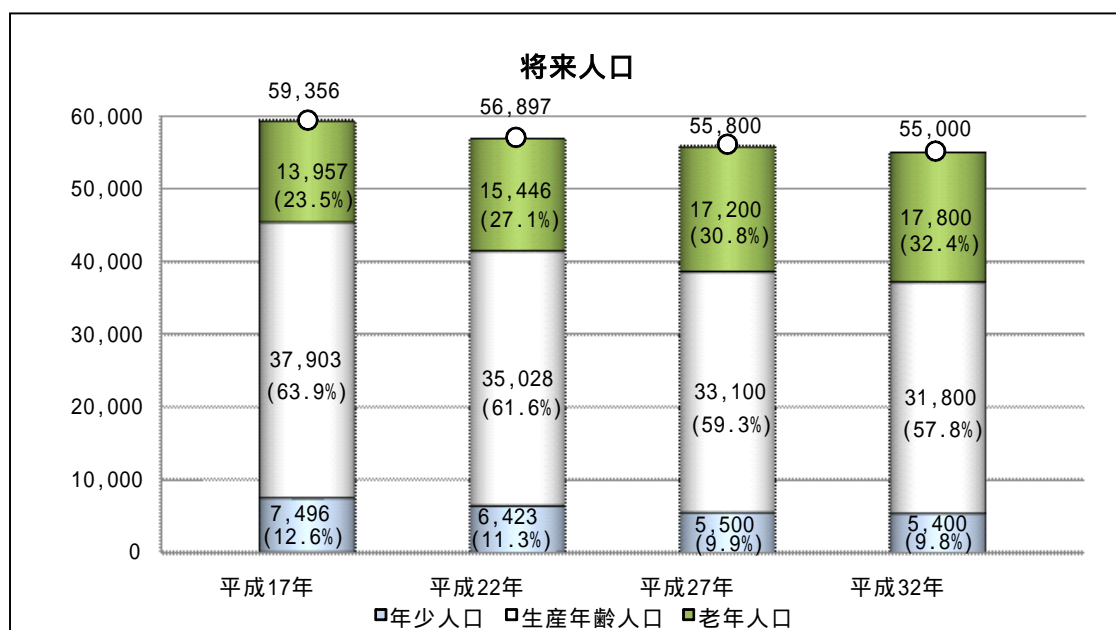
厚生労働省の政策研究機関である「国立社会保障・人口問題研究所」(以下：社人研)が平成20年12月に行った推計で、本市の平成32(2020)年の総人口を51,201人と予測しています。その年齢別人口割合をみると、年少人口(0～14歳人口)と生産年齢人口(15～64歳人口)の割合は減少し、老年人口(65歳以上人口)と75歳以上人口の割合は増加するものと推計しています。

少子高齢化の進行は、社会保障費の増大や労働力の減少、地域経済の低迷、税収の伸び悩み、地域コミュニティの希薄化などをもたらすものと懸念されています。

さらに本市の平成32年の推計は全国、宮城県と比較すると、年少人口の割合と生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合は高くなると予想されています。社人研の人口推計が現実のものとなった際には、本市では、全国、宮城県全体に比べても、少子高齢化や生産年齢人口の減少による諸課題が顕著に表れてくる可能性が高いと言わざるを得ない状況となっています。

そこで、基本構想では平成32年の年齢別人口割合をできるだけ国の平均へ近づけるため、重点戦略のひとつとして「定住」を課題と定め、年少人口と生産年齢人口の減少を社人研の推計よりも抑制させることを目標とし、総人口を55,000人と決めました。

本長期総合計画は本市の将来人口の減少を前提にしたはじめての長期総合計画ですが、少子高齢化社会というこれまで経験したことのない事態を乗り切るため、市民の総力を挙げて55,000人の目標を達成することが必要となっています。



重点戦略

基本構想で定めた「定住」「交流」「連携」の『重点戦略』の取り組み方針を以下に示します。

1. 定住

「定住」は、平成 32 年の目標人口 55,000 人を達成するための最も基本となる『重点戦略』です。年少人口と生産年齢人口の人口減少を社人研の推計より抑制させるため、転出者の抑制と転入者の増加を図り、社会減（転出者数が転入者数を上回る状況）に歯止めをかけていきます。このため、「いつまでも住みたい」「住んでみたい」まちを目指し、福祉、教育、住宅、雇用環境などの充実が必要となっています。

まず、転出の抑制に関しては、本市に長く住み続けたいとなるよう、居住、医療・福祉、交通など、生活環境の向上を図っていきます。また、安心して産み育てられるための子育て支援や、教育環境の向上にも努めていきます。

さらに、本市への転入者増加策については、就職による転入を促すため、既存産業、企業の振興だけではなく新たな産業、企業の誘致を図り、雇用機会の確保を図っていきます。

本市は公共交通機関をはじめ各種の都市機能が中心部に集積し、コンパクトで利便性が高く、医療機関も充実しているという特性を有しています。中心市街地や北部地区などの未利用地における宅地開発などを進め居住人口の拡大を進めていく際には、こうした特性や民間活力を最大限に生かした少子高齢化時代に対応した先進的な事業となるよう、創意工夫を重ねていきます。

「定住」を推進するため、これらの施策を実効性のある総合的なプランとしてとりまとめ、平成 32 年の将来人口 55,000 人の実現を目指していきます。

主な施策

節名（編・章・節）	施策名	施策
子育て支援の充実（1・1・1）	出産・育児環境の整備	(1)
	働きながら子育てできる環境の整備	(2)
地域医療の充実（1・2・3）	地域医療体制の充実	(1)
	救急医療体制の整備	(2)
良質な住空間の整備（1・4・1）	魅力ある住まい・まちづくりの展開	(1)
	良好な居住地の形成	(2)
生活環境の充実（1・4・2）	生活基盤の整備	(1)
	うるおい空間の充実	(2)

港湾機能の強化(2・1・2)	みなとの魅力向上	(3)
商工業の振興(2・1・3)	就業・雇用環境の向上	(4)
魅力ある都市空間の形成(2・2・2)	中心市街地の再生	(1)
	都市景観の整備	(2)
生活環境の充実(2・4・1)	生活基盤の整備	(1)
産業・交流の振興(2・4・2)	交流体制の充実	(3)
	基礎学力の向上	(1)
生きる力を育む教育の充実(3・1・1)	歴史・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進	(6)
歴史、文化の振興(3・2・2)	歴史の継承	(1)
	文化・芸術活動の機会の充実と支援	(2)

2. 交流

本市の水産業界は、長年にわたる県内外からの能力にあふれた人材の流入により、他の漁港に先駆けた種々の取り組みが行われてきました。そして、それが漁港としての魅力を高め、水産加工業とともに本市における基幹産業としての地位を築いてきました。

今、本市経済界は長引く低迷状態にあります。この状況から脱却するためには、歴史に習い、さなざまな分野の交流を活性化することにより、既存産業に活力を呼び戻し、新たな産業を生み出すことが大切です。また、塩竈の魅力ある地域資源を生かし、まちを構成するすべてのものを観光資源化し、「住んで良し、訪れて良し」の都市観光を実現し、交流の強化を図ることも必要となっています。

このため、まず、水産業や水産加工業については、本市で培われてきた歴史や文化、食の産地市場としての知名度などを付加価値として取り込み、ブランド化の推進や世界と交流するグローバル化を促進していきます。

また、「みなとまち」としての顔でもある塩釜港については、官民一体となった連携により整備と利活用を促進し、民間活力を活用しながらみなとの魅力向上を図っていきます。

さらに、商工業については、商業関係者の役割分担や連携により商業の活性化を図りながら、産業間連携を促進し地域資源を生かした付加価値の高いものづくりや新たな産業の創出を促進していきます。

そして、歴史と文化に培われた鹽竈神社から港をはじめとする空間において、人・情報・文化・産業のすべてが観光資源となるよう磨きをかけながら都市観光を推進し、交流の強化を図っていきます。

主な施策

節名（編・章・節）	施策名	施策
港湾機能の強化（2・1・2）	港湾機能の強化促進	(1)
	利活用の推進	(2)
	みなとの魅力向上	(3)
産業間連携の促進（2・1・4）	異業種交流の促進	(1)
	新たな産業展開の支援	(2)
	広域交通体系の整備	(3)
都市観光の推進（2・2・1）	観光資源の創造と情報発信の推進	(1)
	おもてなし体制の充実	(2)
	広域観光の推進	(3)
魅力ある都市空間の形成（2・2・2）	中心市街地の再生	(1)
	都市景観の整備	(2)
文化の振興（3・2・2）	芸術文化活動の機会の充実と支援	(2)
生涯スポーツの推進（3・2・3）	スポーツ機会の充実	(1)

3. 連携

本市では、福祉、防災、産業、地域づくりなどに関する多数の市民団体が活躍しており、また、市民活動の拠点として本市も協働推進室を開設するなど、その取り組みを支援してきました。一方、今後の地域社会づくりは、多様な担い手が互いの立場を尊重しあいながら協働で取り組むことが重要になっています。

このため、さらなるまちづくりの推進に向けては、多くの団体が互いの情報を共有し、連携しあいながら実践していくことが重要であります。

町内会や自主防災組織は、連合会を設置するなど、すでに全市的な取り組みへの努力が積み重ねられています。部門や地域を越えた連携の取り組みにより、本市ならではの魅力を生かしたまちづくりにつながるものと考えられます。広報紙、ホームページの活用による双方向での情報共有や、協同推進室の拡充など、共通の目標に向かってそれぞれの力を発揮できる環境づくりを進めていきます。

主な施策

節名（編・章・節）	施策名	施策
地域福祉の推進（1・2・1）	地域福祉体制の整備	(1)
	ボランティア活動の促進	(2)
危機管理機能の強化（1・3・1）	防災体制の充実	(3)
	異業種交流の促進	(1)
産業間連携の促進（2・1・4）	新たな産業展開の支援	(2)
	広域交通体系の整備	(3)
都市観光の推進（2・2・1）	広域観光の推進	(3)
魅力ある都市空間の形成（2・2・2）	都市景観の整備	(2)
地域社会との連携強化（3・1・3）	地域社会との協力体制の構築	(1)
	学校情報提供の双方向性の確立	(2)
協働環境の充実（3・3・1）	推進体制の整備	(1)
	推進情報の充実	(2)

第1編 だれもが安心して暮らせるまち

第1章 安心して産み育てられるまちづくり

- 第1節 子育て支援の充実
 - (1) 出産・育児環境の整備
 - (2) 働きながら子育てできる環境の整備
 - (3) 子育て家庭への支援
- 第2節 地域社会による支えあいの充実
 - (1) 子育てしやすい生活環境の整備
 - (2) 地域による子育て体制の構築

第2章 とともに支えあう福祉のまちづくり

- 第1節 地域福祉の推進
 - (1) 地域福祉体制の整備
 - (2) ボランティア活動の促進
- 第2節 健康づくりの推進
 - (1) 成人保健の充実
 - (2) 精神保健の充実
 - (3) 食育活動の推進
- 第3節 地域医療の充実
 - (1) 地域医療体制の充実
 - (2) 救急医療体制の整備
 - (3) 公的医療保険事業の健全運営
- 第4節 高齢者福祉の充実
 - (1) 介護予防の充実
 - (2) 介護サービスの充実
 - (3) 日常生活の支援
 - (4) 認知症高齢者対策の充実
- 第5節 障がい者福祉の充実
 - (1) 障がい者の自立支援
 - (2) 障がい者福祉体制の充実

第3章 安全に暮らせるまちづくり

- 第1節 危機管理機能の強化
 - (1) 自然災害対策の推進
 - (2) 消防体制の充実
 - (3) 防災体制の充実
 - (4) ライフラインの整備・確保
 - (5) 危機管理体制の強化
- 第2節 生活安全の推進
 - (1) 防犯体制の充実
 - (2) 交通安全対策の充実
 - (3) 消費者保護の推進

第4章 快適で便利なまちづくり

- 第1節 良質な住空間の整備
 - (1) 魅力ある住まい・まちづくりの展開
 - (2) 良好な住宅地の形成
- 第2節 生活環境の充実
 - (1) **生活基盤の整備**
 - (2) **うるおい空間の充実**
- 第3節 交通体系の形成
 - (1) 市内公共交通体系の充実
 - (2) 交通バリアフリー化の推進

第1章 安心して産み育てられるまちづくり

【現状と課題】

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠出産期・乳幼児・学童・思春期・青年期までの一貫した母子保健体制の確立が求められています。

また、出産や子育ての医療費や教育費の負担軽減など、支援の充実に求められています。

少子化が進む一方、女性の就労増大、核家族化やひとり親世帯の増加などにより保育需要が増加しており、多様なニーズに対応した保育の推進や、認可保育所の再編などによる公立保育所の果たすべき役割の見直しなどが求められています。

育児に悩む母親の不安に対し、身近な地域の人々に見守られながら、支えあいの中で安心して健やかに子どもを育てられる環境づくりが求められています。また、虐待などの新たな問題への対応も必要となっています。

【市民とともに目指す目標】

母子保健事業や多様化する保育サービスなどの充実に取り組み、安心して子どもを産み、育児を楽しみ、働きながらでも子育てができる環境をつくりま

す。地域で子育てを支えあう社会をつくりま

【代表的な指標】

指標名	基準値	説明
年少人口比率	11.6% (H21)	0歳から14歳までの人口の割合。安心して子供を産み、育児を楽しみ、働きながら子育てできる環境をつくることにより、 <u>社人研による10年後の年少人口比率の推計値9.3%を9.8%に引き上げることを目指していきます。</u>
保育所の待機児童数	0人 (H21)	年度当初の待機児童数。保育士、保育面積を確保し、年間をとおした待機児童ゼロを目指していきます。

【代表的な指標】に記載されている基準値の年は、特に記載がない場合は年度を表しています。

【施策体系】

第1節 子育て支援の充実	定住	交流	連携
(1) 出産・育児環境の整備	◎		
安心して出産できる環境づくりや支援の充実に取り組みます。 母子の健康管理や疾病予防、育児相談・支援事業の充実に取り組みます。 いつでも安心して医療が受けられるよう小児医療の充実に努めます。			
(2) 働きながら子育てできる環境の整備	◎		
延長・休日・病児保育など多様化する保育ニーズへの対応に努めます。 働きながらも安心して子育てができる就労環境づくりを推進します。			
(3) 子育て家庭への支援			
援助が必要な家庭に対し、虐待などの防止や早期発見に努めるとともに、支援の取り組みを推進します。 両親がともに協力し子育てを進めるため、家庭教育や命の教育などの充実と情報提供に努めます。 子育て家庭に対して継続的で効果的な支援制度の充実に図ります。			

第2節 地域社会による支えあいの充実	定住	交流	連携
(1) 子育てしやすい生活環境の整備			
子どもたちにとって身近な遊び場の整備を推進するとともに、自然や地域社会と触れ合う機会の提供に努めます。 子どもが安全で快適に生活できるよう、子育てに配慮した生活空間づくりに努めます。			
(2) 地域による子育て体制の構築			
地域での子育てを支援するため、子育て支援センターなどの充実に図ります。 地域ぐるみで子育てを支える人材の育成や体制づくりを進めます。			

【市民ができること】

子育て家庭や身近な子どもたちへの声かけなど、地域全体で子育てをしていきます。
子育ての経験や知識などを、子育て支援センターなどに参加して地域の子育てのために活用していきます。

【施策体系】に記載されている“◎”、“ ”、“ ”は、施策と「定住」「交流」「連携」の重点戦略の関連度を表しています。

“◎”・・・関連性が高く重点的に推進していくもの

“ ”・・・関連性が高いもの

“ ”・・・関連性があるもの

【市民ができること】とは、市民力を高めるために私たちができること。

第2章 ともに支えあう福祉のまちづくり

【現状と課題】

ともに支えあう地域社会づくりのために、行政・事業者・ボランティア・市民の連携が必要となっています。

また、コミュニティ意識が希薄になっている中、地域力を高めるため、市民自らが地域のために活動するボランティア意識の啓発や人材育成、仕組みの構築などが必要となっています。

だれもがいつまでも健やかに暮らし続けられるよう、食生活や運動などによる適切な生活習慣の維持・改善と、疾病の早期発見・早期治療のための各種健（検）診の実施など、健康増進対策の充実が求められています。

また、近年、大きな社会問題となっている、心の健康や自殺問題への対応、新型インフルエンザなどの感染症に対する適切な対応が求められています。

市立病院、民間病院、診療所などの機能分担と連携強化により、安心できる地域医療体制の構築が必要となっています。

また、救急医療については、休日の1次医療を塩釜地区休日急患診療センターが、2次医療を輪番制で対応していますが、夜間の救急医療体制の整備が課題となっています。

高齢化の進行が著しい浦戸地区においては定期的かつ継続的な診療体制や福祉サービスの確保が課題となっています。

本市の高齢化率は、平成21年度末現在26.7%で、今後、その割合はさらに高くなると推計されており、ひとり暮らしや認知症、介護を必要とする高齢者などの増加が予想されます。

このような中、いつまでもいきいきと生活できる元気な高齢者を増やすため、介護予防の充実が課題となっています。

また、介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための支援体制の強化や、サービス基盤の整備が必要となっています。

障がいを持つ人が、地域社会の中で自立して生活できるよう、相談体制の充実や障がいの特性に応じた支援サービスの充実が求められています。

また、社会参画を促進するため、移動環境の整備や心のバリアフリーを促進するとともに、雇用の確保や就労支援の充実などが必要となっています。

【市民とともに目指す目標】

市民のだれもが、お互いを認めあいながら、みんなで支えあう地域社会をつくれます。

市民自ら健康づくりに取り組み、健やかに暮らし続けられる環境をつくれます。

各医療機関の連携強化や救急医療体制の充実を図り、安心できる地域医療体制をつくれます。

高齢者が生きがいと誇りを持ち、安心して暮らしていける環境をつくれます。

障がい者が自立し、安心して暮らしていける地域環境をつくれます。

【代表的な指標】

指標名	基準値	説明
健康寿命	男性 81.3歳 女性 84.4歳	平均寿命から、病気などによる介護を必要とする期間を引いた、健康で自立した期間数。食生活や身体活動の生活習慣の見直しと、健（検）診により病気の早期発見・治療により健康寿命を伸ばしていきます。
塩釜地区内での夜間救急受療充足率	1次診療 42.7% 2次診療 69.2% (H20)	夜間救急を必要とした市民のうち、塩竈市内で受療した割合。医療機関とのさらなる連携により整備可能な体制を構築し、地区内での受療充足率を伸ばしていきます。
元気高齢者の割合	85.1% (H21)	高齢者のうち、介護認定を受けない元気な高齢者の割合。高齢者の割合は年々増加傾向にあることから、今後も維持していきます。
障がい者の就労率	6.9% (H20)	就労を希望する障がい者がどのくらい就労できたかの比率。企業における「障がい者の法定雇用率」の確保を促進しながら就労率を高めていきます。
障がい者支援のサービスを受ける利用者数	540人 (H21)	就労までは至らない障がい者が、社会参加の予備的な訓練となる、児童デイサービスや自立訓練サービスなどの日中活動サービスを受ける利用者数。障がい者の社会参加を推進するため利用者数を増加させていきます。

【施策体系】

第1節 地域福祉の推進	定住	交流	連携
(1) 地域福祉体制の整備			◎
地域福祉の担い手として市民意識の醸成を図ります。 地域で互いに助け支えあう福祉体制の構築を促進します。			
(2) ボランティア活動の促進			◎
市民や企業などにも働きかけ地域福祉のボランティア活動を促進します。 福祉への理解を深めるため、小中学生から福祉に触れる機会を推進します。 気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくりを推進します。			
第2節 健康づくりの推進	定住	交流	連携
(1) 成人保健の充実			
健康情報の発信や、研修会、市民の自主的活動などを支援し、市民の健康意識の高揚を図ります。 病気の早期発見・早期治療により市民の健康寿命を延伸するため、各種健（検）診の受診率の向上に取り組みます。 乳幼児の虫歯をなくすとともに、80歳で20本以上の歯を保持できるよう、医療機関や教育機関と連携し、健康診査や指導体制を充実し、歯科保健の普及啓発を推進します。 市民の自主的な健康づくり推進のため、健康推進員、食生活改善推進員活動などの支援に取り組みます。 新感染症への対応として、国・県などと情報を共有化し、適切な初期対応など拡大防止策の構築に努めます。			
(2) 精神保健の充実			
ストレスの軽減やうつ病予防など心の健康に関する意識の啓発に努めます。 だれもが気軽に悩みを相談できる体制の充実を図ります。			
(3) 食育活動の推進			
年代別の生活状況や健康状態にあった食生活ができるよう、意識啓発や情報の提供などの食育活動を推進します。 学校や自主活動団体と協働で「食育」の実践を促進します。			
第3節 地域医療の充実	定住	交流	連携
(1) 地域医療体制の充実			◎
地域医療機関と高次専門病院との機能分担や連携を強化し、市民に良質な医療を提供できる地域医療体制の構築に努めます。 浦戸地区において、年間を通じて定期的な診療体制を維持・提供します。 市立病院は消化器系疾患の診療をさらに充実させるとともに、地域の民間病院・診療所との医療連携を強化し、急性期から慢性期、在宅医療など、総合的で良質な医療の提供に努めます。			

(2) 救急医療体制の整備



地域内連携のもと、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。

(3) 公的医療保険事業の健全運営

公的医療保険制度の健全な運営を図るとともに、制度改革などの適切な対応に取り組みます。

第4節 高齢者福祉の充実

定住

交流

連携

(1) 介護予防の充実

高齢者が心身ともに健全な生活がおくれるよう、生きがい活動の支援や社会参加の促進を図ります。

いつまでも健康な生活ができるよう、介護予防の充実を図ります。

自主的な介護予防活動の育成に努めます。

(2) 介護サービスの充実

要介護者が安心・快適に暮らせるよう、各種サービスの基盤整備や質の向上・サービス利用にあたっての情報提供、相談体制の充実を図ります。

(3) 日常生活の支援

要介護高齢者への日常生活に対する支援の充実に努めます。

ひとり・2人暮らし高齢者世帯への日常生活に対する支援に努めます。

介護者や介護家庭に対する支援の充実に努めます。

(4) 認知症高齢者対策の充実

認知症に対する理解を深めるとともに、声がけや見守りの人材育成を進め、地域で認知症高齢者を見守る体制づくりに努めます。

認知症高齢者の権利や財産を守るため、成年後見人制度などの活用を促進します。

第5節 障がい者福祉の充実

定住

交流

連携

(1) 障がい者の自立支援

自立した生活ができるよう、福祉サービスの向上に取り組みます。

積極的に社会に参加できるサービスの充実に努めます。

関係団体や企業と連携し、就労支援に取り組みます。

(2) 障がい者福祉体制の充実

関係機関との連携を図り、障がい者の地域生活支援事業や相談体制、社会参加促進体制の充実に努めます。

障がい児への療育支援など福祉サービスの向上に取り組みます。

【市民ができること】

支援を必要としている身近な人たちへの理解を深め、ボランティア活動などをおして積極的に手を差しのべます。

健康とは自らがつくるものという意識をもち、積極的に健康づくりを実践します。

第3章 安全に暮らせるまちづくり

【現状と課題】

高い確率で発生が予想される宮城県沖地震などの自然災害に対応するため、耐震化の推進や防災施設の充実、情報伝達システムの構築など、災害に強い都市基盤の整備が求められています。

また、防災に対する意識の啓発とともに関係団体との相互応援協定の締結などを推進し、より一層、防災体制を充実させる必要があります。

さらに、消防力の強化や迅速なライフライン確保に向けた応急給水施設などの整備、不測の事態に対応するため、**④**危機管理体制の強化などが求められています。

都市化の進展などによって低下した犯罪抑止力の強化や交通事故の防止など、身近な生活における安全を確保するため、市民1人ひとりの防犯意識や交通安全意識の醸成を図るとともに交通安全施設の整備や関係団体との連携強化などに努めていく必要があります。

また、多様化・高度化する消費の形態や、巧妙化する悪徳商法や詐欺から消費者を保護するために、より法的、専門的な支援体制が求められています。

【市民とともに目指す目標】

地震や、津波、火災などのさまざまな災害による被害を最小限に防ぎ、迅速に対処できる災害に強いまちをつくります。

犯罪や事故などを未然に防止し、安全・安心に暮らしていける社会をつくります。

【代表的な指標】

指標名	基準値	説明
住宅の耐震化率	78.0% (H20)	塩竈市耐震改修促進計画における「耐震性を有する住宅」により推計。同計画目標の平成27年度までに90.0%以上を達成し、その後95%以上に高めていきます。
自主防災組織結成率	54.6% (H21)	全世帯における自主防災組織への加入割合。「自助」及び「共助」の担い手として結成を町内会に働きかけ、今後90%以上に高めていきます。
重要水道管路の耐震化率	35.2% (H21)	浄水場から配水池・避難所までの送・配水管の耐震化の割合。現在の配水管整備事業などの目標である平成28年度の51.3%を達成し、その後もさらなる耐震化率の向上を目指します。

【施策体系】

第1節 危機管理機能の強化

定住

交流

連携

(1) 自然災害対策の推進

公共施設の耐震化や木造住宅などの耐震化支援を計画的に推進します。

関係機関と協力し、津波対策施設の整備を促進します。

土砂災害危険箇所における建物などの保全対策の啓発や、土砂災害危険防止のための早期警戒情報システムの構築を推進します。

雨水に対する安全度を向上させるため、計画的な施設整備と適切な維持管理に努めます。

(2) 消防体制の充実

建造、危険物施設などの設置状況を勘案し、地域の実状に応じた消防力の構築を推進します。

消防団員の確保をはじめ消防・救急体制の充実を図ります。

消防施設の整備を計画的に進め、資機材の適正な維持管理を図ります。

(3) 防災体制の充実



防災意識の啓発に努めるとともに、災害時における市民への適切かつ迅速な情報を提供する体制の構築に努めます。

自主防災組織づくりを推進するため、各関係機関との連携強化や災害ボランティアの育成を図ります。

防災備蓄品の計画的な整備や、関係機関との災害時協定をさらに推進します。

(4) ライフラインの整備・確保

老朽化した水道施設の計画的な改良更新や重要路線などの耐震化を進め、安定した水の供給に努めます。

緊急時に備えて応急給水施設の整備を推進し、各種団体との連携強化により迅速で確実な応急給水・復旧体制の充実に努めます。

下水道施設の長寿命化計画を策定し、基幹施設の耐震化や管更新を進め、ライフラインの確保に努めます。

(5) 危機管理体制の強化

市民生活に多大な影響を与えないよう、不測の事態に対する危機管理体制の確立を図ります。

第2節 生活安全の推進

定住

交流

連携

(1) 防犯体制の充実

犯罪の発生を未然に防ぐため、危険箇所の改善など安心して生活できるまちづくりを推進します。

防犯協会や各種団体との連携を深め、地域全体での防犯体制の充実に努めます。

(2) 交通安全対策の充実

安全性の向上のため交通安全施設の整備を推進します。

交通安全協会や各種団体との連携により、交通事故防止体制の充実に努めます。

(3) 消費者保護の推進

市民の健全な消費生活のため、企業や市民団体と連携し、啓発活動を推進します。
複雑化する消費者問題に対して、法に基づく役割分担の中で、問題のいち早い解決に向けた相談体制の充実を図ります。

【市民ができること】

防災意識の向上に努め、自助・共助を基本に自主防災組織など、近隣での組織的な支援活動体制をつくります。

犯罪から身を守ることを心がけながら、近隣での異変や危険に対して注意をはらい、地域で連携し「犯罪は許さない」という気運を醸成します。

第4章 快適で便利なまちづくり

【現状と課題】

本市では、平成7年以降人口減少に転じており、高齢化率は全国平均を大きく上回っています。人口減少に歯止めをかけ、仙台都市圏で「ずっと住みたいまち」「住んでみたいまち」となるためには、塩竈らしい魅力ある住空間の創造や、子育てなど年代別の生活状況やスタイルに応じた居住環境の向上などに取り組む必要があります。

ゆとりとうるおいのある生活空間の創出のために、地域の理解と協力のもと狭あい道路の整備を進めるとともに、公園や緑地の維持管理について市民協働による取り組みが一層求められています。

また、近代水道として県内で最も古い歴史を有し、普及率も100%を誇っている水道を維持し、安全でおいしい水を安定して供給していく必要があります。

高齢社会を迎え、生活の利便性の向上を図るために、安全で快適な交通ネットワークをはじめとする市内15分総合交通体系の充実が求められています。

【市民とともに目指す目標】

快適で質の高い住まい・まちづくりを推進しながら、いつまでも住み続けることのできる魅力ある住空間をつくります。

うるおいと緑にあふれ、子どもたちが安全に遊ぶことのできる、良好な生活環境をつくります。

鉄道に恵まれたコンパクトなまちを生かし、安全で利便性の高い充実した交通環境をつくります。

【代表的な指標】

指標名	基準値	説明
「住宅地」の満足度	53.4% (H21)	市民意向調査により把握。快適で質の高い住まいづくりを推進し、満足度を高めていきます。
「まちなみや景観」の満足度	58.0% (H21)	市民意向調査により把握。景観が優れたまちづくりを推進し、満足度を高めていきます。
公園緑地面積	19.7 m ² (H21)	都市公園とその他公園・緑地の面積。ゆとりとうるおいのある生活空間創出のため、公園緑地面積を増やしていきます。
「公園」や「樹木」の管理など協力団体数	36 団体 (H21)	「公園維持管理協定」に基づく協力団体や「樹木のオーナー制度」に基づく指定団体数。市民協働による緑化活動をとおして団体数を増加させていきます。
市内の公共交通(バス)の整備に対する満足度	55.3% (H21)	市民意向調査により把握。今後15分総合交通体系の充実により、その割合を増加させていきます。

【施策体系】

第1節 良質な住空間の形成	定住	交流	連携
<p>(1) 魅力ある住まい・まちづくりの展開</p> <p>子育てなど年代別の生活状況やスタイルにあわせた魅力ある住まいづくりの誘導を図ります。</p> <p>住宅のバリアフリー化など、快適な住空間づくりの誘導を図ります。</p> <p>良好な住環境を維持・向上させるため、地域と連携した取り組みを推進します。</p> <p>公営住宅の安定的な供給環境を維持するとともに、公営住宅の長寿命化を推進します。</p>	◎		
<p>(2) 良好な住宅地の形成</p> <p>塩竈の景観を生かした魅力ある住宅地の形成を促進します。</p> <p>既成市街地の未利用地などを住宅地として活用し、まちなかで暮らせる住空間の誘導を図ります。</p>	◎		
第2節 生活環境の充実	定住	交流	連携
<p>(1) 生活基盤の整備</p> <p><u>身近な道路の整備や管理などについて、企画段階から地域とのコミュニケーションを図り、地域提案による施設整備や利用を促進します。</u></p> <p><u>公共施設を長期間にわたり有効活用していくため、適切な維持管理と施設の更新に努めます。</u></p> <p>安全でおいしい水道水の安定供給のため、適切な水質管理と施設のセキュリティ強化に努めます。</p> <p><u>良好な都市環境の形成のため、下水道（汚水）未普及箇所の解消に努めます。</u></p>	◎		
<p>(2) うるおい空間の充実</p> <p>地形や展望を生かし、「坂のまち憩い空間」の適切な配置を推進します。</p> <p>住民や団体などとの協働により公園や緑地、水辺などの適切な維持管理体制を促進します。</p> <p>市民協働による緑化活動などをおして景観に優れたまちづくりを推進します。</p>	◎		
第3節 交通体系の形成	定住	交流	連携
<p>(1) 市内公共交通体系の充実</p> <p>円滑な移動と利便性を高めるため、市内4駅のターミナル機能の向上を図ります。</p> <p>生活の利便性を高めるため、市内15分総合交通体系の充実を図ります。</p>			
<p>(2) 交通バリアフリー化の推進</p> <p>だれもが安全で快適に移動できる歩行空間のバリアフリー化を推進します。</p> <p>多くの人が集まる駅や公共施設のバリアフリー化を推進します。</p>			

【市民ができること】

良好な居住環境を維持・向上させるため、道路・公園の清掃や緑化、地域施設の維持管理を地域一体となって行います。

日常の通勤や買い物、通院などは、公共交通機関の利用を心がけます。

第2編 海・港と歴史を活かすまち

第1章 活力ある産業のまちづくり

- 第1節 水産業の活性化
 - (1) 魚市場の活性化
 - (2) 水産加工業の振興
 - (3) 浅海養殖漁業の振興
- 第2節 港湾機能の強化
 - (1) 港湾機能の強化促進
 - (2) 利活用の推進
 - (3) みなとの魅力向上
- 第3節 商工業の振興
 - (1) 商店街の活性化支援
 - (2) 中小企業経営支援の充実
 - (3) 企業立地の推進
 - (4) 就業・雇用環境の向上
- 第4節 産業間連携の促進
 - (1) 異業種交流の促進
 - (2) 新たな産業展開の支援
 - (3) 広域交通体系の整備

第2章 観光と交流のまちづくり

- 第1節 都市観光の推進
 - (1) 観光資源の創造と情報発信の推進
 - (2) おもてなし体制の充実
 - (3) 広域観光の推進
- 第2節 魅力ある都市空間の形成
 - (1) 中心市街地の再生
 - (2) 都市景観の整備

第3章 環境にやさしいまちづくり

- 第1節 循環型社会の形成
 - (1) 再・省資源化の推進
 - (2) 新エネルギーの普及・促進
- 第2節 自然環境の保全
 - (1) 自然景観の保全
 - (2) 湾内の水質保全

第4章 うるおいと魅力ある島づくり

- 第1節 生活環境の充実
 - (1) 生活基盤の整備
- 第2節 産業・交流の振興
 - (1) 浅海養殖漁業の振興
 - (2) 浦戸諸島の環境保全
 - (3) 交流体制の充実

第1章 活力ある産業のまちづくり

【現状と課題】

本市魚市場の水揚げは、漁業環境の変化などにより減少傾向にあります。今後は産地市場としての知名度を生かした生マグロのブランド化事業の推進や、魚市場施設の改修・整備の促進、卸売機関の経営基盤の強化など、将来を見据えた水産都市の基盤づくりが求められています。

また、水産加工業についても、海外市場の影響や流通形態の変化などにより、原材料の安定的な確保や販路の拡大などが課題となっています。今後はさらなる新商品の開発、生産技術の高度化、歴史や文化を生かした塩竈ブランドの展開、経営資金の安定確保に向けた融資制度の拡充などが求められています。

浅海漁業についても、基盤施設の更新やブランド化への取り組みを実施してきたものの、従事者の高齢化や後継者不足などが顕著となっており、経営基盤の改善、販売ルートの開拓など、魅力ある産業への転換が求められています。水産業が文化・経済両面で果たす役割の重要性について、市民・業界・行政全体で、改めて認識することが求められています。

東北地方唯一の特定重要港湾である仙台塩釜港は、塩釜港区において石油関連企業の撤退や港湾施設の老朽化などにより年々取扱貨物量が減少しています。官民一体となり、施設の整備促進や利活用を推進する必要があります。

また、鹽竈神社や市内の観光拠点施設との連携強化、海洋文化施設の誘致などに取り組み、市民が親しみやすく、訪れる人にも魅力的な「みなと」を創造することが求められています。

商業に関しては、商業振興策により小売店舗の出店などが見られるものの、事業所数、販売額とも減少傾向にあり、市民に支持される魅力と個性ある店舗の誘導や後継者育成などが必要です。また、本市の事業所の大半を占める中小・零細企業については、融資枠の確保や信用保証料補給などの事業により経営の安定化に向けた施策を実施していますが、一層の支援を必要とする厳しい状況が続いています。

さらに、生産年齢人口を増加させるためにも、市内の遊休地などを活用したきめ細やかな企業誘致活動が必要となっています。

活力ある産業基盤を構築するためには、本市が海との関わりの中で育んできた諸々の業種・業態を、“交流”という視点を加味して再編成し、1次・2次・3次産業が有機的に連携する柔軟性のある産業構造を構築することが必要となっています。また基幹産業である水産業について、原材料の購入、製造、輸送、販売の集約化など、コストの縮減、エコ対策に繋がる効率的な企業連携などが期待されています。

塩竈ブランドとは、まちの魅力や知名度を高め、まちそのものをブランド化すること。

【市民とともに目指す目標】

付加価値の高い水産業を目指し、関連施設の改善を図るとともに、ブランド化やグローバル化にも対応した流通環境をつくります。

塩釜港区の整備と利活用を促進し、国内海上流通の一翼を担うとともに、魅力ある「みなと」をつくります。

商工業の活性化に向け、本市の実態を踏まえた支援を図り、にぎわいをつくります。

食文化などの地域資源の有効活用しながら、企業誘致や産業間の連携を促進し、新たな産業基盤をつくります。

【代表的な指標】

指標名	基準値	説明
魚市場水揚金額	82.9 億円 (H21) 年次	魚市場に水揚げされる水産物の取り扱い金額。その他関連産業などへの経済効果も示します。老朽化した魚市場機能の高度化や、付加価値の高いブランド化事業などを促進し、年間 100 億円の水揚金額の維持を目指します。
浅海養殖漁業生産金額	7.5 億円 (H21) 年次	市内で養殖される海苔や牡蠣などの生産金額。高齢化が進行していますが、浦戸産ブランドの商品化や販路の多角化、経営の改善を促進することにより、年間 7.5 億円を上回る生産高を目指します。
水産加工品生産額	513 億円 (H21) 年次	市内で製造される練り製品や塩蔵品などの生産額。付加価値の高い新商品の開発や販路拡大などを促進することにより、年間 513 億円を上回る生産高を目指します。
塩釜港区取扱貨物量	210 万ト (H21) 年次	塩釜港区に荷揚げされる海上出入貨物量。仙台港区との機能分担により、塩釜港の条件に適合した貨物のシフトを増加させるとともに、塩釜港区への水産冷凍貨物誘致のインセンティブの状況を踏まえ、貨物量を増大させていきます。
事業所数	3,300 事業所 (H21)	「卸売・小売業」、「サービス業」及び「飲食、宿泊業」など全民営事業所数。「いきいき企業支援条例」に基づく企業の誘致や、22 年度に創設する「産業大使制度」を活用しながら市内事業所の減少を抑制します。

【施策体系】

第1節 水産業の活性化

定住

交流

連携

(1) 魚市場の活性化

マグロ類や前浜物など他の魚種の水揚げ増進を図る業界関係者の取り組みの総合的な支援に努めます。

“三陸塩竈ひがしもの”に代表される水産物ブランド化の取り組みを支援し、水産物の付加価値と魚価の向上を図ります。

魚市場施設の衛生管理の向上や機能の高度化を図ります。

生産や流通などの関連情報の収集に努めるとともに、関係者と連携しながら魚市場機能の強化を図ります。

地元消費者などに対する水産物に関する情報を発信し、魚食普及と消費の拡大を促進します。

(2) 水産加工業の振興

消費者ニーズの把握に努め、販路の拡大・開拓に努めます。また、食の安全・安心に対応するため生産・流通履歴を明らかにする取り組みを促進します。

水産加工品の付加価値や価格形成力の向上を目指すブランド化事業の支援に努めます。

加工原魚を外国から安定的に確保するとともに、製品の販路を国内外に拡大するため、関係機関との交流や情報交換を促進します。

多様化する流通経路に対応するため、見本市などの取り組みを促進します。

水産物や水産加工品などを活用した観光や交流の活性化を図る活動の支援に努めます。

(3) 浅海養殖漁業の振興

魅力ある産業としてのイメージ向上や経営の安定化を支援し、後継者や新規就労者の確保に努めます。

地場海産物の知名度向上と販路拡大に向けて、浦戸ブランド「うらと海の子」の活用を図るとともに、各種体験イベントなどを通してその魅力の発信に努めます。

ホヤなどの種苗育成や販路拡大の取り組みを支援し、商品力と価格形成力の向上に努めます。

第2節 港湾機能の強化

定住

交流

連携

(1) 港湾機能の強化促進

◎

港湾計画に定める事業の早期実施について、国や県への働きかけに努めます。また、本市独自の優遇制度を活用し入港船舶や貨物量の増加を図ります。

旅客船の誘致に努め、市内経済への波及効果を促進します。

(2) 利活用の推進

◎

仙台港区と塩釜港区の役割を明確にし、それに基づく活用に取り組みます。

塩釜港区の持つ観光、防災など、多様な機能を生かした利活用の促進を図ります。

穏やかな海面である塩釜港の特性を生かし、海洋性レクリエーションの拠点化に努めます。

(3) みなとの魅力向上	◎	◎
<p>港とまちが一体化している特徴を生かし、「みなとまち」としての魅力向上策に取り組みます。</p> <p>マリングート塩釜から港奥部周辺の一帯を、県事業と関連させながら、市民の憩いの空間整備を推進します。</p> <p>市街地に近接した穏やかな海面の活用方法を検討し、みなとの魅力向上を図ります。</p>		

第3節 商工業の振興	定住	交流	連携
(1) 商店街の活性化支援			
<p>高齢社会に対応した、利用しやすく親しみのある商店街づくりの支援に取り組みます。</p> <p>郊外型量販店との差別化を図った、独自性のある商店の育成を図ります。</p> <p>商業関係団体などと役割を分担しながら、魅力的な商店の維持・増加、観光バス誘致など、交流人口増加による商店街への来街者増加を図ります。</p>			
(2) 中小企業経営支援の充実			
<p>商工会議所などと連携を図りながら、中小・零細企業などへの指導、相談、研修を実施し、経営の安定化、後継者の育成を図ります。</p> <p>商業関係団体などとの連携を強化し、融資制度など経営基盤強化のための支援の充実に図ります。</p>			
(3) 企業立地の推進			
<p>水産業を中心に関連産業が集積していることや、利便性の高いまちであることなど、本市の魅力積極的に紹介し、企業誘致を推進します。</p> <p>遊休地情報とともに、既存企業の情報を発信し、企業間交流を促進します。</p> <p>本市独自の企業誘致支援制度を活用し、企業誘致に努めます。</p>			
(4) 就業・雇用環境の向上	◎		
<p>関係機関や企業と協働で、就業・雇用の推進を図ります。</p>			

第4節 産業間連携の促進	定住	交流	連携
(1) 異業種交流の促進		◎	◎
<p>企業間連携を促進し、「おいしさ」などの地域資源を活用しながら付加価値の高い商品開発の支援に取り組みます。</p>			
(2) 新たな産業展開の支援		◎	◎
<p>国や県などの施策を活用しながら、新たな産業の創出や起業家支援体制の充実を図ります。</p>			
(3) 広域交通体系の整備		◎	◎
<p>広域交流や物流アクセス機能を高めるため、広域幹線道路ネットワークの整備を促進します。</p>			

【市民ができること】

1人ひとりが自主的な産業大使として、水産物や水産加工物などの塩竈の誇る地場産品を積極的にPRします。

地産地消を心がけ、地場産品を積極的に消費します。そして塩竈独自の食文化を継承していきます。

できるだけ地元で買い物をして商店街を支えていきます。

第2章 観光と交流のまちづくり

【現状と課題】

都市観光による交流人口の拡大に向け、本市の歴史や文化、自然、食などの地域資源の魅力にさらに磨きをかけ、関係情報を戦略的に発信することが必要になっています。

また、鹽竈神社やマリゲート塩釜など、集客機能の高い各拠点を有機的に結びつけることによって中心部のネットワークを強化し、国際観光ガイドブックでの2つ星という高い評価をさらに高めるように努めていくことが必要です。

中心市街地は、鹽竈海道を都市軸とした“港と社を結ぶまちづくり”が進められてきました。しかし、中心商店街の活力と集客性が低下していることから、拠点整備や、歴史的なまちなみの景観を向上させ回遊性の強化を図ることが求められています。

また、港奥部周辺では、広域観光の拠点として、海辺を生かした魅力と賑わいのある交流空間づくりが求められています。

【市民とともに目指す目標】

鹽竈の魅力ある食文化などを積極的に発信するとともに、訪れた人々が「おいしさ」などを気軽に楽しめるように、まち全体に「笑顔」でもてなす体制をつくります。

鹽竈の“顔”となる中心市街地を再生し、回遊性の高いまちをつくります。また、まちの魅力を生かしながら、歴史・文化が感じられる趣のある「まちなみ」をつくります。

【代表的な指標】

指標名	基準値	説明
観光客入込数	219万人 (H21)	主要観光施設や集客交流イベントによる観光客数。仙台を訪れた観光客が塩竈まで足を延ばしたくなるような多様な観光資源の開発やおもてなしを展開し、観光客を増加させていきます。
まちなか歩行者数	7,783人 (H21)	市内4地点における1日の歩行者数。今後、中心市街地の歴史的なまちなみや港の魅力を生かしながら回遊性を高め、歩行者数を増やしていきます。

【施策体系】

第1節 都市観光の推進	定住	交流	連携
(1) 観光資源の創造と情報発信の推進		◎	
地域資源の発掘や産業間の連携により、「おいしさ」などの新たな観光資源の創出を図ります。			
個人旅行者向けの観光企画を創造し、日常的な観光客の集客に取り組みます。			
上質な観光地を 目指した研究 を官民共同で取り組みます。			
国の海外キャンペーン施策の推進に合わせて、外国人観光客の集客を図ります。			
(2) 「笑顔」でもてなす体制の充実		◎	
地域資源を磨き、魅力ある都市空間で来訪客を迎えるように努めます。			
まち全体が一体となって「笑顔」でもてなす雰囲気づくりを図ります。			
(3) 広域観光の推進		◎	◎
広域的な観光の連携により、区域を越えて質の高い観光の展開と交流人口の拡大を図ります。			

第2節 魅力ある都市空間の形成	定住	交流	連携
(1) 中心市街地の再生	◎	◎	
鹽竈神社から港までの歴史ゾーン・駅前ゾーン・海辺ゾーンの連続性を推進し、回遊性の高い都市空間整備に取り組みます。			
市民や観光客がふれあう海辺ゾーンの拠点性を高めるため、親水空間整備を推進します。			
「コンパクトなまち」を生かし、都市機能が集積する中心市街地へのまちなか居住を促進し、中心部の にぎわい 再生に取り組みます。			
(2) 都市景観の整備	◎	◎	◎
歴史や文化を生かし、門前町の風情を醸し出すまち並み形成を図るとともに、市民協働による景観ネットワーク整備を推進します。			
歴史・文化資源を来訪者に分かりやすく誘導・伝達できる案内整備に努めます。			

【市民ができること】

「笑顔」でもてなす心、そして「おいしさ」で観光客を迎えます。

新たな観光スポットを楽しみながら見つけ、創り、広げる運動を進めます。

市民すべてが観光ガイドとして、迷っている観光客に道を教えてあげます。

長い歴史を醸し出す塩竈ならではの魅力的な景観づくりに協力します。

第3章 環境にやさしいまちづくり

【現状と課題】

循環型社会を構築するため、環境基本条例を基に環境基本計画を策定し、市民、企業、行政が連携し、あらゆる分野において環境の改善に取り組んできました。今後も更なるごみの減量化、リサイクルの強化が求められています。

また、地球温暖化対策として、新エネルギーの普及促進など、更なる温室効果ガスの排出抑制が求められています。

浦戸諸島が点在する松島湾に代表される本市の豊かで美しい自然の保全に向け、松くい虫被害の防除や自然景観保全に取り組む必要があります。

【市民とともに目指す目標】

環境問題への関心を高め、市民・企業などの自主的な取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会をつくります。

塩竈の誇る美しい海と島々、一森山など、豊かな自然環境を守りながら、風光明媚なまちをつくります。

【代表的な指標】

指標名	基準値	説明
1人1日当たりの家庭系ごみ量	727g (H21)	家庭からの一般廃棄物収集・搬入される1人1日当たりのごみの量。市民と連携しながら減少させていきます。
一般廃棄物のリサイクル率	21.1% (H21)	一般廃棄物収集・搬入量のうち、再資源化量の割合。市民や企業・団体と連携しながら高めていきます。
「自然環境の保全」の満足度	58.9% (H21)	市民意向調査により把握。今後も風光明媚な浦戸諸島や一森山の自然を保全していきます。

【施策体系】

第1節 循環型社会の形成

定住

交流

連携

(1) 再・省資源化の推進

再・省資源化を図るため、ごみの減量化や容器包装プラスチックなどのリサイクルを推進します。

市民、企業との連携を強化し、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを計画的に推進します。

(2) 新エネルギーの普及・促進

温室効果ガスの排出を抑制していくため、新エネルギーの普及を図ります。

第2節 自然環境の保全

定住

交流

連携

(1) 自然景観の保全

浦戸諸島や一森山からの眺望など、優れた自然景観の保全を図ります。

(2) 湾内の水質保全

良好な環境保全のため、下水道施設の適切な維持管理に努めます。

【市民ができること】

循環型社会に向け、ごみの減量化とリサイクルに取り組みます。

環境美化を推進し、観光客などに塩竈のすばらしさをPRしていきます。

第4章 うるおいと魅力ある島づくり

【現状と課題】

浦戸諸島の4島5地区と本土を結ぶ離島航路は、通勤や通学、通院、物資の輸送など日常生活に不可欠な航路ですが、利用者は年々減少しており、経営基盤の安定化と運航の維持が求められています。運航収益を確保するためには、島の魅力のPRや交流事業を展開し、観光客の増加を図るとともに、島民はもちろん観光客も利用しやすい運航体制の確保が必要です。

浦戸診療所は、非常勤医師による週3回診療体制を確保していますが、島民の高齢化が進んでおり、医療の確保がますます重要となっています。定期的かつ継続的な診療体制や福祉サービスの確保も課題となっています。

また、併設・特認校である浦戸第二小学校と浦戸中学校については、今後も特色ある教育を推進していくことが求められています。

浦戸諸島は市営汽船で数十分程であり、本土と近接しています。

しかし、若年層の流出による人口減少と高齢化が急速に進み、人口減少と高齢化への対応が急務となっています。

また、開発総合センターは、島内外からの研修、レクリエーションなどに利用されていますが、交流人口の増加に向け、浦戸の魅力を発信し、交流する拠点としての活用が求められています。

浅海漁業は、従事者の高齢化や後継者不足から共同経営化など経営基盤の改善が必要です。また、海産物ブランドの定着化を図り販売ルートを開拓するなど、魅力ある産業への転換が求められています。

【市民とともに目指す目標】

浦戸諸島のすばらしい自然環境と調和した、快適な生活環境をつくります。

浦戸諸島ならではの自然や特色を生かしながら、浅海漁業などの振興や交流活動を推進し、魅力ある島をつくります。

【代表的な指標】

指標名	基準値	説明
市営汽船乗船客数	178,311人 (H21)	市営汽船の乗船客数。人口流出の抑制と、浦戸の魅力の発信や交流事業の実施による観光客の増加を図り、乗船客数の増加させていきます。
交流事業の実施回数	8回 (H21)	浦戸諸島での体験交流事業の実施回数。浦戸の魅力をPRする絶好の機会であり、実施回数を増加させていきます。
浅海養殖漁業生産金額（浦戸分）	6.7億円 (H21)	浦戸で養殖される海苔や牡蠣などの生産金額。高齢化が進行していますが、浦戸産ブランドの商品化や販路の多角化、経営の改善を促進することにより、年間6.7億円を上回る生産高を目指します。

【施策体系】

第1節 生活環境の充実	定住	交流	連携
(1) 生活基盤の整備	◎		
<p>市営汽船の経営基盤の安定と強化を図り、島民はもとより、観光客も利用しやすい運航体制の確保に努めます。</p> <p>浦戸地区の住民が安心・快適に生活できる福祉などの生活支援サービスの充実を図ります。</p> <p>浦戸地区において、年間を通じて定期的に診療所を開院し、診療体制の維持に努めます。</p> <p>併設・特認校である浦戸第二小学校や浦戸中学校の特徴を生かし、1人ひとりの子どもの個性に応じた特色ある教育を推進します。</p>			
第2節 産業・交流の振興	定住	交流	連携
(1) 浅海養殖漁業の振興			
<p>魅力ある産業としてのイメージ向上や経営の安定化を支援し、後継者や新規就労者の確保に努めます。</p> <p>販路拡大に向け、地場海産物としての知名度の向上を図るとともに、各種体験イベントなどを通してその魅力を多くの消費者に伝えます。</p> <p>ブランド化を推進して付加価値を高め、経営基盤の強化に取り組みます。</p>			
(2) 浦戸諸島の環境保全			
<p>浦戸諸島の魅力である自然景観や歴史的資源の保全を図るとともに、ボランティア団体など、浦戸で活動を行う団体と連携して、新たな魅力の発掘、創造を推進します。</p> <p>交流事業や浦戸で実施される活動の支援を通じて、浦戸諸島の自然景観や歴史的資源の保全・継承を推進します。</p>			
(3) 交流体制の充実	◎		
<p>住まい情報の発信など、定住人口の確保に努めます。</p> <p>島民の協力を得て、浦戸の魅力の発信や体験交流事業を実施し、島内外の住民が交流する機会の提供に努めます。</p> <p>多くの観光客や、浦戸を活動の場とする団体を迎え入れるため、島民や各種団体と</p>			

連携しながら魅力の発信や受入環境づくりを推進します。

【市民ができること】

浦戸ならではの自然や風土の魅力に誇りを持ち、その保全・継承に努めます。

開発総合センターを気軽に利用し、浦戸地区のコミュニティを強めます。

浦戸諸島を四季折々に訪問し、心身のリフレッシュに努めるとともに島民との交流を図ります。また、その魅力を子どもたちにも伝えます。

第3編 夢と誇りを創るまち

第1章 子どもの夢を育むまちづくり

- 第1節 生きる力を育む教育の充実
 - (1) 学力の向上
 - (2) 豊かな心を育む教育の充実
 - (3) 健やかな体の育成の推進
 - (4) 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実
 - (5) 食育の推進
 - (6) 歴史・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
 - (7) 生命の大切さを学ぶ教育の推進
 - (8) 特色ある学校づくり
- 第2節 学習環境の充実
 - (1) 学校施設の整備・充実
 - (2) 学習設備の充実
- 第3節 地域社会との連携強化
 - (1) 地域との協力体制の構築
 - (2) 学校情報提供の双方向性の確立

第2章 豊かな心を培うまちづくり

- 第1節 生涯学習の推進
 - (1) 学習機会の充実
 - (2) 学習活動の支援
 - (3) 生涯学習環境の整備
- 第2節 **歴史**、文化の振興
 - (1) 歴史の継承
 - (2) **文化・芸術**活動の機会の充実と支援
- 第3節 生涯スポーツの推進
 - (1) スポーツ機会の充実
 - (2) スポーツ環境の整備

第3章 協働で創るまちづくり

- 第1節 協働環境の充実
 - (1) 推進体制の整備
 - (2) 協働情報の充実
 - (3) 地域コミュニティ活動の支援
 - (4) 男女共同参画の推進
- 第2節 まち情報共有の推進
 - (1) 市政情報の充実
 - (2) 情報化の充実
- 第3節 行政力の強化
 - (1) 開かれた行政運営の推進
 - (2) 行財政基盤の構築
 - (3) 広域行政の推進

第1章 子どもの夢を育むまちづくり

【現状と課題】

学校は子どもにとって、笑顔あふれる楽しい学びの場です。しかし、子どもたちを取り巻く環境は、少子化の進展や社会的・経済的格差、社会の安全・安心の低下など、複雑化、多様化が急速に進んでいます。さらに、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や体力の低下、問題行動の増加など、多くの課題が指摘されています。未来の塩竈を担う子どもたちには、「生きる力」をしっかりと身に付けることが求められています。具体的には、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成していくことが課題となっています。今後、ますます教師の指導力の向上や学校と家庭・地域との一層の連携が求められています。

不登校生徒はここ数年増加傾向にあります。けやき教室と学校との連携を強化し、不登校生徒の学習権利の確保と学校への早期復帰に取り組むことが求められています。また、いじめなどの問題行動をいち早く把握し迅速に対応するため、スクールカウンセラーや塩竈市青少年相談センターなどの関係機関と学校・家庭・地域が連携した、きめ細かな支援体制が必要となっています。

障がいを持つ子どもたちへの教育については、1人ひとりの障がいに合わせてきめ細かな指導を行っています。今後も教職員の専門性を深め、指導力を高めることが求められています。

食生活の乱れが叫ばれている今日、学校給食の役割はますます重要になってきています。それゆえ今後も、豊かで安全な食事環境のための体制整備が必要となっています。また、塩竈ならではの「おいしさ」あふれる食文化を取り入れた給食の充実が求められています。

みなと祭りなどの地域行事への参加は、児童生徒の郷土愛の醸成と地域づくりへの関心を高める働きがあり、これを一層促進していく必要があります。

併設・特認校である浦戸第二小学校と浦戸中学校については、今後も特色ある教育を推進していくことが求められています。

安心安全な学校環境づくりについては、最優先課題であった耐震化工事を終了させることができました。引続き、施設の改修などを計画的に進める必要があります。また笑顔あふれる学びの場づくりのために、学校ICT(情報通信技術)の環境整備をはじめ、学校図書、教材備品の充実が求められます。

地域に支えられ、家庭や地域に信頼される学校づくりを推進していくため、PTAや町内会などと協力や連携が一層求められています。今後も、学校評議員制度や学校支援ボランティア制度の積極的な活用が求められています。

【市民とともに目指す目標】

心豊かで健やかに生きる子どもたちを育むまちをつくります。

子どもたちが安心して学べる教育環境をつくります。

家庭・地域・学校が協働して子どもたちの成長を支えるまちをつくります。

【代表的な指標】

指標名	基準値	説明
全国学力・学習状況調査の正答率	(H21)	全国学力・学習状況調査により把握。少人数指導の充実や教師の指導力向上、家庭学習の充実を図り、県平均を上回るようにしていきます。
「学校で好きな授業がある」と答えた児童生徒の割合	児童 88.3% 生徒 67.3% (H21)	全国学力・学習状況調査により把握。児童・生徒が魅力を感じる授業を行うことで、県平均を上回るようにしていきます。
1時間以上家庭学習をしている児童生徒の割合	児童 50.0% 生徒 54.1% (H21)	全国学力・学習状況調査により把握。家庭での学習の仕方の徹底、家庭との連携を更に進めることで、県平均を上回るようにしていきます。
児童生徒の体力・運動能力	(H21)	児童生徒の体力・運動能力調査により把握。体育の授業や部活動などで体力・運動能力を高め、県平均を上回るようにしていきます。
中学生の不登校の割合	5.1% (H21)	中学校に登校していない生徒の割合。積極的な相談活動や指導、関係機関との連携を密にしながら減らしていきます。
地域の行事に積極的に参加している児童生徒の割合	児童 66.1% 生徒 33.9% (H21)	塩竈みなと祭など、地域の行事に積極的に参加している児童生徒の割合。学校・地域が一体となって、児童生徒の参加率を高めていきます。

【施策体系】

第1節 生きる力を育む教育の充実

定住

交流

連携

(1) 学力の向上



教員補助者を配置して少人数指導を進め、基礎学力の定着に取り組みます。またサマースクールや浦戸合宿に取り組みます。

自ら学ぶ意欲や学んだことを活用して自ら考える力など、幅広い学力を身に付ける取り組みを推進します。

児童生徒の実態に応じて、家庭と協力しながら基本的な生活習慣、学習習慣の定着に取り組みます。

教師の資質・指導力向上のため、研修や校内研究を推進します。

(2) 豊かな心を育む教育の充実

学校や社会生活のすべての場面で、人を思いやる豊かな心の育みに取り組みます。

小中学校における宿泊学習などの体験活動をはじめ、ボランティア活動や農業・漁業・社会・自然体験（浦戸諸島など）を生かした心の教育に努めます。

いじめ、不登校などの児童生徒に適切に対応するため、スクールカウンセラーを学校に配置するなど相談体制を充実させ、学校・家庭・相談機関が一体となって取り組みます。また、けやき教室との連携を図ります。

(3) 健やかな体の育成の推進

体育の授業・部活動、休み時間を通じて、児童生徒の体力・運動能力の増進に取り組みます。

心身ともに健康な児童生徒の育成を図るため、健康管理や相談・指導体制の充実に取り組みます。

(4) 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実

一人ひとりの障がいに応じ、発達段階に配慮した適切な指導及び支援に取り組みます。

小中学校へ支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めます。

(5) 食育の推進

家庭と一緒に「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣の定着を図り、笑顔あふれる楽しい学校づくりに取り組みます。

安心で安全な学校給食を提供するとともに、塩竈ならではのおいしさあふれる食文化（地産地消）の活用に取り組みます。

多様な献立の実施や楽しく食べる環境づくりなどを行い、給食内容の充実に努めます。

(6) 歴史・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進



地域との連携を強め、社会体験や自然体験などの体験活動をとおして、塩竈の歴史や文化とふれあう機会の創出に取り組みます。

外国語指導助手の活用を図り、外国語教育と国際理解教育を推進します。

児童生徒が地域行事や祭りに積極的に参加できるよう努めます。

(7) 生命の大切さを学ぶ教育の推進

さまざまな体験活動などを通じて自分を大切に作る心の育みに取り組みます。

「命」のつながりを気付かせ、他人を認め合い、尊重しあう生き方の育みに取り組みます。

(8) 特色ある学校づくり

併設・特認校である浦戸第二小学校や浦戸中学校をはじめ、一人ひとりの子どもの個に応じた特色ある教育を推進します。

第2節 学習環境の充実	定住	交流	連携
--------------------	-----------	-----------	-----------

(1) 学校施設の整備・充実

学校施設の良い環境の維持に努めます。

安心で安全な学校給食を提供するため、計画的に給食施設の整備を図ります。

(2) 学習設備の充実

ICT教育・環境教育・国際理解教育など、多様化する学習に対応するため、施設や設備・備品・図書などの整備・充実を図ります。

第3節 地域社会との連携強化	定住	交流	連携
-----------------------	-----------	-----------	-----------

(1) 地域との協力体制の構築



自立した社会人を目指すため、経済界などと連携し、職業や働くことの大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

児童・生徒の安全確保や学校環境の維持を図るため、地域の支援体制づくりに取り組みます。

(2) 学校情報提供の双方向性の確立



開かれた学校づくりのため、学校評議員制度の充実を図るとともに、各種だよりやHPを通じて家庭・地域への積極的な教育情報の発信に取り組みます。

児童生徒の安全を図るため、地域と双方向に情報を交換できる体制の構築に取り組みます。

【市民ができること】

挨拶などの声かけを行い、子どもたちを地域の宝として大切に育てます。

P T A活動やボランティア活動に積極的に参加し、児童生徒の安全や学校運営に協力していきます。

子どもの基本的な生活習慣や家庭での学習習慣の定着に努めます。

まちに関心を持ちながら勉強や運動に励み、将来塩竈を支える大人になります。

(児童・生徒)

第2章 豊かな心を培うまちづくり

【現状と課題】

本市は、生涯学習社会実現のため、これまで市民が学習活動や芸術文化活動に主体的に取り組む機会の創出や支援に努めてきました。その結果、公民館・エスパ、遊ホール・図書館は高い利用率を誇っています。特にエスパは、市民をはじめ多くのボランティア活動や自主的な学習活動が盛んに行われ、他市にみられない特徴ある施設となっています。

青年層の社会参加を促す事業や、団塊の世代の学習機会の確保などが今後の課題となっています。また、多様化・高度化する市民の学習意欲に応えるため、学習に関する情報の提供と相談体制の確立、関係機関とのネットワークの構築、生涯学習ボランティアの育成などが一層求められています。さらに、生涯学習施設の運営の適正化と、施設・設備の計画的な維持管理が**必要となっています**。

本市は、伝統文化の継承やイベントの展開、創作活動などを通じて、多彩で魅力的な地域文化を創ってきました。しかし、タイムシップ塩竈などで一部展示を行っているものの、歴史資料や文化財などの収集・保存・管理体制は十分ではなく、今後の課題となっています。

また、「塩竈学問所講座」や「塩竈学シンポジウム」などにより、多くの市民の郷土意識の醸成を図ってきましたが、地域づくりの継承者となるべき青年層の参加が課題となっています。さらに、歴史ある塩竈市美術展、本市の魅力をPRしながら普及に協力していただく「しおがま文化大使」と一緒に取り組む事業、長井勝一漫画美術館の事業などは、芸術文化の高揚はもとより、都市のイメージアップの効果や交流人口の拡大にも繋がっています。今後も積極的な取り組み**必要があります**。

生涯スポーツの拠点施設である体育館や温水プールは指定管理者制度を導入するなど、市民サービスの向上と効率的な運営に努めていますが、施設や設備の改修・更新が課題となっています。屋外施設についても、より利用しやすい管理が求められています。

また、スポーツをする人の割合は、「塩竈市スポーツ振興計画」で定めた「週1回以上運動をする人の割合が50%」という目標に近づきつつあります。今後は、児童生徒の基礎体力の向上はもとより、高齢社会における生涯スポーツの普及に向けた取り組みが一層求められています。生涯スポーツ社会の実現のため、「いつでも・だれでも・気軽に・いつまでも」スポーツを楽しむことができるクラブ組織の**設立**が課題となっています。

【市民とともに目指す目標】

「笑顔」にあふれ、心豊かに生活していくため、生涯にわたって学び、交流できる環境をつくります。

塩竈の歴史・文化・芸術の保存・継承・創造を大切にするまちをつくります。

生涯にわたってスポーツができる環境をつくります。

【代表的な目標指標】

指標名	基準値	説明
生涯学習活動の満足度	58.8% (H21)	市民意向調査により把握。生涯にわたって学習できる環境を整えながら満足度をさらに高めていきます。
歴史・文化事業への満足度	62.2% (H21)	市民意向調査により把握。塩竈の歴史文化、芸術文化の保存・継承に努め、満足度をさらに高めていきます。
スポーツ振興の満足度	64.2% (H21)	市民意向調査により把握。スポーツの機会の充実や環境の整備を推進し、満足度をさらに高めていきます。

【施策体系】

第1節 生涯学習の推進	定住	交流	連携
(1) 学習機会の充実			
多様化・高度化する市民の学習意欲に対応した学習機会を充実するとともに、学習活動を支援する出前講座の充実を図ります。 各世代にふさわしい多様な学習機会の提供に取り組みます。			
(2) 学習活動の支援			
市民の自主的な学習活動を支援するため、学習情報の提供と相談体制を充実に取り組みます。 社会教育関係団体、生涯学習ボランティア、自主サークルなどを育成・支援するとともに、活動のネットワークづくりを推進します。			
(3) 生涯学習環境の整備			
社会教育施設・文化施設の効率的・効果的な管理運営に取り組むとともに、学校、民間の学習施設、近隣市町村の学習施設などとの連携を強化し、学習環境の整備に努めます。			

第2節 歴史、文化の振興

定住

交流

連携

(1) 歴史の継承

◎

塩竈の歴史に親しみ、それを次代につなぐため、保存・研究・継承活動を推進します。

本市の歴史の魅力ある情報を内外に積極的に発信し、文化財、歴史的建造物、食文化など、本市の歴史文化を生かしたまちづくりや交流を推進します。

ホームページ上で本市所蔵の歴史、文化関係資料の公開を図り、内外へ魅力を発信に取り組みます。

(2) 文化・芸術活動の機会の充実と支援

◎

◎

文化・芸術の醸成を図るため、文化・芸術に触れられる機会をつくるとともに、個人、団体、民間活動への支援に努めます。

第3節 生涯スポーツの推進

定住

交流

連携

(1) スポーツ機会の充実

◎

楽しく、健康的で、感動を伝える生涯スポーツの普及と振興に取り組みます。

スポーツを通して、まちに賑わいが創出される事業に取り組みます。

(2) スポーツ環境の整備

各世代が気軽に参加できるスポーツクラブの設立や育成に取り組みます。

スポーツ施設の効率的・効果的な管理運営に努めます。

いつでもスポーツに親しめるように、市の施設、学校施設及び民間施設との連携に努めます。

【市民ができること】

心豊かで充実した生活が送れるよう、生涯を通して積極的に学習活動を行います。

学習活動を通して市民相互の連携を深め、まちづくりに参加します。

本市の魅力ある歴史文化を深く理解し、発信するよう努めます。

芸術文化活動を積極的に取り組み、まちづくりに生かします。

楽しみや健康づくりのため、週1日以上積極的にスポーツを行います。

第3章 協働で創るまちづくり

【現状と課題】

価値観とともにまちづくりに対する市民ニーズも多様化しています。これからのまちづくりにおいては、市民・企業・NPOなどの多様な担い手が行政と互いの立場を理解・尊重しあい、役割を分担しながら対等の立場で、それぞれの力を生かし連携する「市民協働」が求められています。さらに、地域のあり方として1人暮らしの高齢者の見守り、災害時における助けあいなど、地域住民が自らの意志で取り組み、解決していく自治の力を持つことが求められています。

また、女性の就労状況や子育てと仕事の両立、地域における発言力などは進展しておらず、真の男女共同参画社会の実現に向けた新たな取り組みが必要となっています。

地方分権の時代、市民との協働による地域の特性を生かしたまちづくりが必要となっております。このためには、まちの魅力や市政情報などを行政と市民が共有することが重要です。これまで広報紙やホームページを媒体にマスコミなどを活用し市政や市民活動の情報を発信しておりますが、市民との情報共有が課題となっています。

また、都市間競争の時代にあって、市のイメージアップとして観光や経済、住みよさなどのまちの情報を全国的に幅広く発信する必要があります。さらに、情報高度化に対応し、さまざまな情報媒体・手法を活用しながら、国内外に情報を発信する必要があります。

市民が安心して暮らしていくために、質の高い行政サービスが大切です。

しかし、駐車場事業、魚市場事業の赤字解消、病院事業の赤字縮減、土地開発公社の債務解消を図るため、地方債を発行（借金）し、一定期間は返済のための財源措置が必要です。また、地元経済の低迷や人口の減少により、基幹歳入である市税が減少する一方、社会保障関係の支出が年々増大していることから、厳しい財政運営が予想されます。そこで、行財政改革の推進により計画的で安定的な財政運営が求められています。

そして、さまざまな行政課題に対応していくため、組織力の向上、独自の政策を自ら立案し実行できる高い意識と優れた資質を兼ね備えた人材の育成が必要となっています。

本市は周辺市町と歴史的にも経済的にも住民相互の関わりが深く、これまでも行政の枠を越えて共通した諸問題に対応してきました。今後も、福祉の向上など共通の諸問題を協議するとともに、新たな時代に対応した広域連携の研究と更なる広域行政の拡大が求められています。

【市民とともに目指す目標】

市民や団体、企業が、それぞれの特性を生かし、まちづくりへ参加していく意識を高め、ともに活動しやすい環境をつくります。

市民と行政のパートナーシップ確立のため、市政情報の積極的な受発信をするとともに、本市の魅力を「塩竈ブランド」として国内外に広く発信する体制をつくります。

周辺市町村との連携により、効率的で持続的な行政運営を推進するとともに、安定的な財政基盤をつくります。

【代表的な指標】

指標名	基準値	説明
市民活動団体数	46 団体 (H21)	市内に拠点を置くNPO団体などの市民活動団体数。市民協働を推進しながら社会貢献活動を行う団体を増加させていきます。
民間団体の連携事業実施数	31 回 (H21)	民間団体との共催、助成などを行う事業の実施回数。民間団体の交流や活動を支援し、自主的な活動を増加させていきます。
審議会などの委員会の女性委員比率	30.9% (H21)	審議会など各種委員会における女性委員の占める割合。男女共同参画を推進しながら女性が参画する機会を増やしていきます。
市ホームページのアクセス数	5,900 件 (H21)	市ホームページにアクセスする一日平均の件数。マスコミを積極的に活用するとともに、広報紙やホームページを媒体に市政情報を積極的に発信し、市ホームページのアクセス件数をさらに増加させます。
健全化判断比率		<u>財政健全化法に基づく下記の4指標について、今後とも国の基準を大幅に下回るように努め、安定的な財政運営の実現を図ります。</u>
実質赤字比率	黒字 (H21)	<u>一般会計などにおける実質赤字の市税・交付税など一般財源規模に対する比率。</u> <u>国の基準(H21 13.06%)</u>
連結実質赤字比率	黒字 (H21)	<u>全会計における実質赤字の市税・交付税など一般財源規模に対する比率。</u> <u>国の基準(H21 18.06%)</u>
実質公債費比率	7.8% (H21)	<u>主に一般会計などが負担する元利償還金の市税・交付税など一般財源規模に対する比率。</u> <u>国の基準(H21 25.0%)</u>
将来負担比率	100.6% (H21)	<u>主に一般会計などが負担すべき実質的な負担の市税・交付税など一般財源規模に対する比率。</u> <u>国の基準(H21 350.0%)</u>

【施策体系】

第1節 協働環境の充実	定住	交流	連携
<p>(1) 推進体制の整備 ◎</p> <p>まちづくりは「市民が担い手である」という市民意識の啓発を図るとともに市民や団体、企業が政策形成過程段階から参加できるさまざまな機会の創出に努めます。市民公益活動団体の自主性、自立性、公平性の原則のもとに相談・支援体制の充実を図ります。行政が市民と対等なパートナーシップを構築するため、行政職員の意識改革に努めます。市民協働を推進するための人材育成や、活動団体間におけるネットワーク強化の支援に努めます。</p>			
<p>(2) 協働情報の充実 ◎</p> <p>分かりやすい情報発信を心がけ、市政だよりや市のホームページの充実を図ります。市政懇談会や出前講座などの開催により積極的な情報提供に努めます。各団体の活動内容などを情報として積極的に発信し、市民参加や団体間の連携強化を促進します。</p>			
<p>(3) 地域コミュニティ活動の支援</p> <p>地域コミュニティ活動拠点の整備充実を促進します。地域コミュニティ活動を推進する学習機会の創出や人材育成を推進します。市民や団体が気軽に交流できる場の提供や自主的な活動に対する支援体制の充実を図ります。</p>			
<p>(4) 男女共同参画の推進</p> <p>女性の就労率向上のため関係機関と連携し、男女雇用機会均等の啓発に努めます。審議会などの各種委員会に女性委員の登用を図り、女性の参画拡大を図ります。家庭や学校教育、生涯学習の中で、男女共同参画の意識啓発を推進します。</p>			
第2節 まち情報共有の推進	定住	交流	連携
<p>(1) 市政情報の充実</p> <p>市政だよりや市のホームページなどとおして、市政や暮らしの情報発信を積極的に推進します。「しおがま文化大使」による活動やさまざまな方法によって、塩竈の魅力を「塩竈ブランド」として国内外に広く発信する体制の強化に努めます。市政情報の公開・広聴を充実し、市民との双方向の情報共有を推進します。</p>			
<p>(2) 情報化の充実</p> <p>さまざまなメディアの活用や連携により、だれもが気軽に情報を受発信できる体制を推進します。高度情報技術を有効に活用し、市民サービスの向上や各団体間のネットワーク化などの支援に努めます。</p>			

(1) 開かれた行政運営の推進

公正で透明性の高い行政運営を図るとともに、政策形成過程段階から積極的に情報公開に努めます。

市民意識の啓発を図るとともに市民や市民団体が政策形成過程段階から参加できるさまざまな機会の創出に努めます。

(2) 行財政基盤の構築

厳しい財政状況のなか、一般財源の確保と事業の選択と集中に努めることで、質の高い市民サービスを提供し、市民から信頼される安定的な行財政運営を推進します。

環境の変化と高度化する行政課題に対応するため、行政の組織力の向上と職員の人材育成を推進します。

(3) 広域行政の推進

広域連携による共通課題の解消を積極的に取り組み、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

国・県との連携を図り、新たな時代に対応した広域連携の研究に取り組みます。

【市民ができること】

毎月発行される市の広報紙をかかさず読みます。

まちづくりの主役としての認識を持ち、まちづくりや政策形成の場へ積極的に参加します。

まちや市政に関心をもち、塩竈の魅力を積極的に発信します。